3　法第二三条第一号に規定する保育の事業の実施に要する経費とは、㈠及び㈡に掲げる事業の実施に要する経費とすることとした。（第七条関係）

㈠　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業のうち、同一の場所において複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）により行う保育の実施の事業

㈡　児童福祉法第五九条の二第一項に規定する施設であって、その設備又は運営が同法第四五条の最低基準を満たすものその他厚生労働省令で定めるものが行う保育の実施の事業

4　法第二六条第一項の規定により徴収することができる法第二五条第一項に規定する保育料（以下「保育料」という。）は、平成二三年一〇月から平成二四年三月までの間に行われる保育に係る保育料とすることとした。（第八条関係）

5　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇平成二十三年度における平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（政令第三〇九号）（厚生労働省）

1　平成二三年度における平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号）第二〇条第一項の規定により適用する児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二一条第一項の拠出金率並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇七号）第二〇条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法第二一条第一項の拠出金率は、合わせて一、〇〇〇分の一・三とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（政令第三一〇号）（厚生労働省）

1　平成二三年度において政府が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（以下「子ども手当事務費交付金」という。）の総額は、子ども手当の事務の処理に要する子ども手当受給者一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が一、四八七円を基準として定める額に、同年度の一〇月から二月までの各月末における子ども手当受給者（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇七号）第二一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。）の数の合計数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数を五で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（第一条関係）

2　各市町村に対して交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、当該市町村における子ども手当の支払件数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「医薬食品局」を「他局」に改める。

第五条中第十八号を第十九号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第六条第一項第二号及び第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第七号中「こと」の下に「（健康局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十八条第一号中「医薬食品局」を「他局」に改める。

第四十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第五十五条第五号中「こと」の下に「（健康局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十六条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第八十七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

第八十九条に次の一号を加える。

五　中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に関すること。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦